

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／
大規模実証実験」のうち
「ダイナミックマップ」に係る公募要領

平成 29 年 4 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」
のうち「ダイナミックマップ」に係る公募について
(平成 29 年 4 月 12 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 29 年度から平成 30 年度まで「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」プロジェクトを実施する予定です。『ダイナミックマップ』に係るプロジェクトの受託を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、平成 29、30 年度の政府予算に基づき実施します。ただし、平成 30 年度の予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」のうち「ダイナミックマップ」

2. 事業概要

(1) 背景

平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックに向け、我が国の優れた最先端技術等によるイノベーションを世界に発信できるよう、自動走行システムについても実用化の加速を図ることが重要です。今回の大規模実証実験は、このような観点から、5 つの技術領域（ダイナミックマップ、HMI（Human Machine Interface）、情報セキュリティ、歩行者事故低減、次世代都市交通）を中心に、自動車メーカー等の参加のもと、公道の実交通環境下において技術検証を行っていくものです。

また、今後の実用化に向けた技術面、運用面、制度面等での具体的課題の抽出とともに、海外メーカー等にも参加を呼び掛け、国際連携・協調の推進等も図っていくこととしています。更に、別途、自動走行システムに対する一般の方々の正確な理解促進と社会受容性の醸成等に向けたイベントの開催を予定しております。

(2) 目的

静的高精度 3D 地図データの仕様・精度の検証および準静的・準動的データの生成・更新・配信システムの検証、動的情報と車載機に配信されたダイナミックマップデータとの車載機上での紐付けの検証を行うことで、以下を実現します。

- ▶ ダイナミックマップの実用化に向けた最終仕様の確認・合意
- ▶ ダイナミックマップの国際標準化、デファクト化の推進
- ▶ ダイナミックマップ活用に関する研究開発・アプリケーション開発の促進

(3) 事業内容

本プロジェクトの受託を希望される方は、以下の項目 a.、b. または c. のいずれかを選択し（複数項目の選択も可）、御応募ください。

a. ダイナミックマップの試作・整備及びセンサー機能や更新手法等の確立

i. ダイナミックマップ基盤的地図の作成

1) 道路地形の計測

道路地形を計測する。計測する道路延長は、平成 29 年度より実施する大規模実証実験での利用を想定し、高速道路（自専道）または一般道路を

述べ距離 600km 程度とする。なお、対象範囲については SIP 自動走行システム推進委員会大規模実証実験タスクフォースでの議論を踏まえ、NEDO と協議の上、決定する。

2) 基盤的地図の作成

前項 1. で計測する道路地形データを基に、平成 28 年度の内閣府における調査検討で報告された「自動走行システム向け地図データ仕様への提案（案）Ver1.1.1」（注 1）で規定されている地物データと位置参照基盤を含む基盤的地図を、平成 27 年度の内閣府における調査検討で報告された「地図データ作成要領（案）Ver1.0」（注 1）に従って作成する。今回作成する基盤的地図は 12 月末に作成作業を完了すること。

（注 1）：内閣府に申請し、入手すること。

ii. ダイナミックマップデータの利活用の検討、および実用化に向けた必要要件の提案

車載機が利用するダイナミックマップは、道路状況の変化に合わせ、常に最新の状態である必要がある。そこで、ダイナミックマップを車載機で利用するため、「c. 大規模実証実験の実施・管理」のアウトプットとして参加者から得られる情報を踏まえ、下記の項目について検討し、その仕組みと必要要件を具体的に提案する。

1) 静的情報の更新と配信

ダイナミックマップは、情報センターに蓄積される。車載機は、情報センターから走行する道路の最新の静的情報を入手して利用することになる。そこで、車載機が、最新の静的情報を、携帯電話回線等を利用して入手する仕組みを検討する。検討に際しては、車載機へ提供するダイナミックマップのデータモデル、車載機へのダイナミックマップの転送方法等を明らかにし、その具体的な方策を立案の上、平成 30 年初頭からの実証実験開始に向けて準備する。

2) 準静的・準動的情報の配信

ダイナミックマップの準静的・準動的情報は、時間と共に変化する情報であるため、準静的・準動的情報の変化に合わせ迅速に車載機へ配信される必要がある。そこで、準静的・準動的情報を迅速に配信する方法を検討し、その具体的な方策を立案の上、平成 30 年初頭からの実証実験開始に向けて準備する。これらの情報をとりまとめ、準動的・準静的情報を取り込んだダイナミックマップの実用化に向けた仕様の策定等を行う。

3) インフラ等により提供される動的情報の利用

交差点を走行する際、交差点付近を移動する移動体の情報や交差点に設置されている信号機の情報等が必要となる。これらの情報（動的情報）は、車車間通信、路車間通信等を利用して直接通信されることになる。そこで、これらの動的情報（移動体情報、信号機情報 等）を利用するための方法を検討する。検討に際しては、ISO で検討が進められている車線レベル位置参照手法や、信号機情報を提供する協調 ITS の仕組み等を考慮し、その具体的な方策を平成 30 年度実証実験に対して提案する。

① 移動体情報の利用方法

移動体の詳細な位置情報を利用するため、基準点・車載機と基準点との相対位置・移動体と基準点との相対位置を車載機上のダイナミック

クマップにおいて特定する方法を検討する。

② 信号機情報の利用方法

信号機情報を利用するため、信号機の設置位置等を用いて、信号機情報（信号機が情報を提供する路線の情報、信号状態、信号タイミング等）を車載機上のダイナミックマップに地物化されている信号機へ紐づける方法を検討する。

b. 地図情報の差分更新・自動図化

ダイナミックマップの基盤となる高精度 3D 地図に整備・更新コスト低減をめざし、自動図化・差分更新技術の開発を行う。

i. 静的高精度 3D 地図データの自動図化／差分抽出技術の実用性検証

- 1) 平成 28 年度に作成した静的高精度 3D 地図（一部でも可）の同一路線における地図データを作成し、自動図化／差分抽出技術を適用したツールを用いて図化データ及び点群データ、画像データの差分を自動で把握できることを実証する。
- 2) 前項 1) の実証を通じて、自動図化／差分抽出技術を適用した場合の静的高精度 3D 地図データの更新にかかる作業時間、確度／信頼性についての改善効果を定量的に整理すると共に、評価要領及び評価指標を策定する。

ii. リアルタイム自動図化／差分抽出技術の検証

- 1) 平成 29 年度には、地図データを計測する車両に前項 i. のツールを搭載し、従来オフライン処理を前提としている自動図化／差分抽出技術をリアルタイム動作環境に適合させ、リアルタイム性能及び確度／信頼性の評価検証を行う。
- 2) 平成 30 年度には、様々なフィールド環境下において、リアルタイム自動図化／差分抽出技術の実用性を検証する。

c. 大規模実証実験の実施・管理

①「2020 年自動車専用道路での高度な自動走行システム」のためのダイナミックマップセンター機能の実現、及び②「一般道での自動走行システム」を実現する上で必要となるダイナミックマップの仕様整合と整備体制の構築の 2 点を目指し、ダイナミックマップに関わる実証実験の実施計画立案及び実施（ダイナミックマップデータの実験参加者への提供を含む）、実験結果の取りまとめ、実験参加者募集・管理等を行うとともに、以下の事項を実施する。

- ・参加者からの改善要望を反映した地図データの再提供
- ・提供地図の各車両システムへのコンバートに係る地図データ変換システム（API）の構築
- ・準静的・準動的データ配信サーバ構築、保守運営

実証実験の内容は以下の通り。

i. 静的高精度 3D 地図データの配布

海外を含めた自動車メーカーやサプライヤー等実証実験参加者への高精度 3D 地図データの配布をメディア（HDD）により行う。データとともに、自動走行システム向け地図データ符号化仕様への提案（試作データ用符号化仕様）Ver.1.0、自動走行システム向け地図データ仕様への提案 Ver.1.1 等の配

布を行うこと。

ii. 静的高精度 3D 地図データの仕様・精度の検証

高精度 3D 地図データの地物の情報/位置精度、道路の属性（縦/横勾配、カーブ曲率等）等の検証を行う。また、この高精度 3D 地図をもとに参加者及び関係組織とその仕様を固め、ISO/TC204/WG3 における標準化への取り組みを後押しする。

なお、提案者は実証実験の参加者から以下のデータを収集すること。

- －提供する高精度 3D 地図情報と車両センサが検出した実際の地物結果との差分データ（地物情報の違い等）
- －その他静的地図データの有効性に関する情報

iii. 車両制御・運転支援のための準動的・準静的データの検証

準動的・準静的データを取り込み、ダイナミックマップとの紐付けを行うダイナミックマップセンター機能を構築、実験参加者が準備する受信機で受信できるよう配信し、提案者は実証実験の参加者から以下の情報を収集すること。

- －準動的・準静的データの有効性に関する情報
- －逐次更新される準動的・準静的データの要件に関する情報（タイミング、データ量等）

iv. 車両制御・運転支援のための動的情報検証

インフラと協調した走行に必要な動的情報を配受信できるよう、ダイナミックマップへの紐付け及び有効性の検証を行う。

なお、提案者は実証実験の参加者から以下のデータを収集すること。

- －各種動的データの取り込みログ
- －取り込み時のタイムスタンプデータ
- －自動走行の実現と高精度 3D 地図の事業化に向けて必要なデータ項目等

v. データの生成・更新・配信システムの検証

携帯電話回線等を利用して地図情報の更新や配信がタイムリーにできるか検証する。

vi. 準動的情報配信に向けた紐付けに必要な仕様の策定

これまで連携してきた国際標準化に向けた海外動向調査に加え、交通情報等、既存の準動的情報配信に向けた紐付けなど仕様やプローブ情報の活用策等について、また多用途展開やサービスプラットフォームについての関連施策の検討の進捗状況に応じ、連携して取り込んでいくこととする。

【スケジュール】

平成 30 年度までの研究開発及び実証実験のスケジュールは下図を予定する。

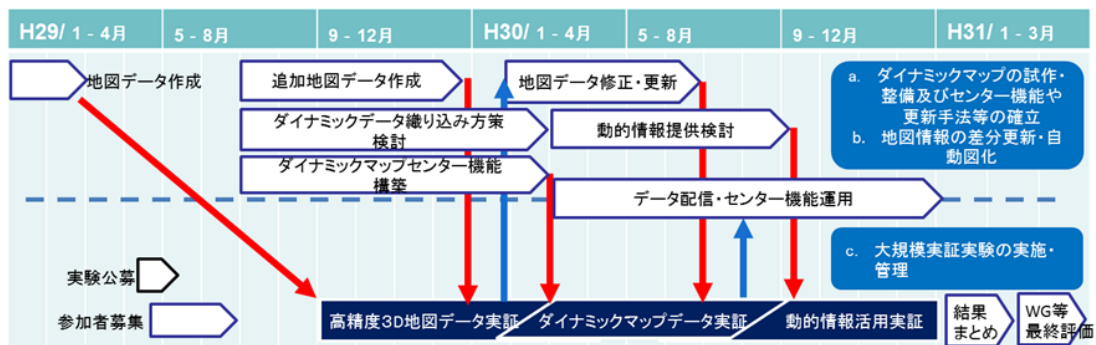


図 ダイナミックマップ実証実験スケジュール（予定）

- (4) 事業期間
平成 29 年度～平成 30 年度
- (5) 事業規模（平成 29 年度）
450 百万円

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(10)までの条件、「研究開発計画」及び本公募要領に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

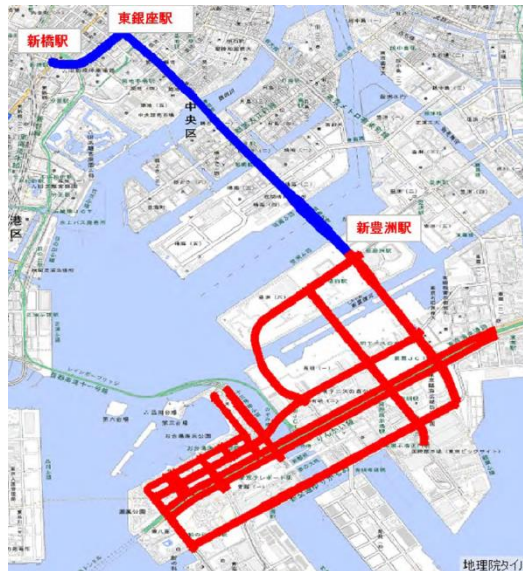
- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (8) 研究開発項目「c. 大規模実証実験の実施・管理」の実施にあたっては、下記事項を実施すること。

a. 実験参加者への静的地図データ等の提供

- i. 高速自動車国道：以下の3つの区間の静的高精度地図 3D 地図データ
 - ・ ルート①秦野中井 I.C.～東名自動車道（左ルート）～御殿場 JCT～新東名自動車道～清水いはら I.C.（約 196km）
 - ・ ルート②東京 I.C.～東名自動車道～横浜町田 I.C.（約 38km）
 - ・ ルート③有明 I.C.～首都高湾岸線～辰巳 JCT～首都高 9 号深川線～箱崎 JCT～両国 JCT～首都高 6 号向島線～駒形 I.C.（約 20km）

また、平成 29 年 12 月頃を目処に、日本自動車研究所（JARI）市街地模擬テストコースを起点とし、一般道路との相互アクセスも可能な、常磐自動車道、首都高速道路、東名高速道路、新東名高速道路の各一部で構成される全長約 900km の区間の連続的な検証が可能となるよう、追加の静的地図データの配布を行うこと。

- ii. 一般道：下図に示す新橋～豊洲、お台場周辺地域の一般道約 50km の区間の静的高精度 3D 地図データ



- iii. データの提供方法：メディア（HDD）による地図データ、フォーマット仕様書、地図データ整備仕様書等の配布を行うこと。
- iv. 配信データ変換システム：APIは実証実験受託者から提供すること。
- b. ダイナミックマップデータ、更新地図データの参加者への配信
 - i. ダイナミックマップデータ：公共情報等を取得し、ダイナミックマップセンター機能サーバにて静的高精度 3D 地図データの位置参照方式とリンクさせた準静的・準動的情報を配信すること。
 - ii. 更新地図データ：地物の変更や参加者からの改善要望などを踏まえ、更新地図データを配信すること。
 - iii. 配信方法：無線通信を経由してにより実験参加者に対してデータを配信すること。
- c. 実証実験の安全および参加者管理
 - i. 実証実験の実施に際し、警察庁が発行する「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に従い、NEDO と連携して適切な安全管理を行うこと。
 - ii. NEDO が提供する参加者の動態管理システムを通じて、参加者の情報の登録・管理、動態管理に必要な端末の取り付け・運用方法の指導等を行うこと。
 - iii. 参加者から事前に走行計画を収集し、適切に管理すること。
 - iv. 実証実験の安全および円滑な遂行に向け、上記について参加者説明会を実施すること。
 - v. NEDO が平成 29 年 4 月中旬頃の参加者募集開始時に示す、NEDO、提案者、実験参加者間の実験実施にあたっての権利義務関係を定めた参加規約に同意すること。
- d. 実験にあたって必要となる申請等、関係機関との調整
- e. 必要に応じた倫理委員会の設置・開催
- f. SIP 自動走行システム推進委員会、大規模実証実験 TF、システム実用化 WG、次世代都市交通 WG、地図構造化 TF、国際連携 WG への進捗および結果報告
- (9) 実証実験の PR 映像撮影等に協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力できること。
- (10) 参加者説明会やワークショップなどの情報発信時には、プロジェクトの目的である「ダイナミックマップの国際標準化、デファクト化の推進」の達成に向けて、必要に応じて英文資料の作成を行うこと。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 15 部（正 1 部、副 14 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：平成 29 年 4 月 12 日（水）から平成 29 年 5 月 12 日（金））

(1) 提出期限：平成 29 年 5 月 12 日（金）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部 次世代モビリティ G 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※郵送の場合は封筒に『「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」のうち「ダイナミックマップ」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、15 部（正 1 部、副 14 部）です。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社経歴書 1 部（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3 年分）1 部
- ・ NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2 部（正 1 部、副 1 部）
- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添 2 を参照ください）
- ・ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 3 を参照ください）。
- ・ e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募内容提案書（詳細は（4）を参照ください）。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDO が提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベ

ル) の写し1部。詳細はNEDOホームページにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム (JSIP)

http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添4の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。取得した個人情報 は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が研究開発計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、

再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。

vi. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- 1) 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
- 2) 開発等の方法、内容等が優れていること。
- 3) 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

- 1) 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- 2) 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
- 3) 当該開発等に必要な設備を有していること。
- 4) 経営基盤が確立していること。
- 5) 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- 6) 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先を選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

- 1) 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2) 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3) 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)は NEDO のホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 29 年

- 4 月 12 日 : 公募開始
- 4 月 21 日 : 公募説明会(会場: NEDO 霞が関分室)
- 5 月 12 日 : 公募締め切り
- 6 月中旬(予定): 採択審査委員会(外部有識者による審査)
- 6 月下旬(予定): 契約・助成審査委員会、委託先決定

7月上旬（予定）： 公表（プレスリリース）

8月ごろ（予定）： 契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム研究開発計画」（2017年4月1日）の第6項「評価に関する事項」に従い、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 3 を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(5) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトの知財に関しては「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム研究開発計画」（2017年4月1日）の第5項「知財に関する事項」に基づき、適切な管理を行います。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(6) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必

要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(9) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添6のとおり NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等につ

いて外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。事前登録は不要です。

日時： 平成 29 年 4 月 21 日（金） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 霞が関分室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 12 階
※12 階に直接お越しください。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、4 月 24 日から 5 月 8 日の間に限り下記宛に FAX にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI 部（坂本、平林、齊藤、林）
FAX：044-520-5243

関連資料

資料 1：公募要領

資料 2：研究開発計画

資料 3：平成 29 年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針

資料 4：科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

資料 5：戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

別添 1：提案書の様式

別添 2：研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について

別添 3：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 4：提案書類受理票

別添 5：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 6：契約に係る情報の公表について

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）